

**法令違反等事実又は不正の行為等が発覚した場合の  
監査役等の対応について**  
**～監査人から通知等を受けた場合の留意点～**

平成 24 年 4 月 20 日  
公益社団法人日本監査役協会

**I. 経緯**

(1) 監査役若しくは監査役会又は監査委員会（以下「監査役等」という）は、会計監査人又は監査人（以下「監査人」という）が、監査証明を行うにあたって法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実（以下「法令違反等事実」という）を発見した場合、あるいはその職務を行うに際して取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実（以下「不正の行為等」という）があることを発見した場合に、監査人から当該事実について通知又は報告を受ける立場にある（金融商品取引法第 193 条の 3<sup>1</sup>及び会社法第 397 条<sup>2</sup>）。

この通知又は報告を受ける場合は、事態が極めて深刻な状況となっていることが予想され、まさに有事の対応として監査役等は迅速で的確な対応が求められる。

(2) 今般日本公認会計士協会より平成 24 年 3 月 22 日付にて「不適切な会計処理が発覚した場合の監査人の留意事項について」（監査・保証実務委員会研究報告第 25 号）（以下「研究報告」という）が公表され、会社の不適切な会計処理<sup>3</sup>が発覚した場合の監査人側の対応について指針が明らかにされているとともに「法令違反等事実」及び「不正の行為等」に対する監査人の取るべき手続も取りまとめられている。

本状は、これ等の監査人からの通知又は報告に対する監査役等の対応をまとめたものである。

---

<sup>1</sup> 卷末資料(8)

<sup>2</sup> 卷末資料(4)

<sup>3</sup> 「不適切な会計処理」とは、「意図的であるか否かにかかわらず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったことによる、またはこれを誤用したことによる誤り」をいう。

## II. 監査人からの通知等に対する監査役等の対応

監査役等は、金融商品取引法第 193 条の<sup>4</sup>又は会社法第 397 条<sup>5</sup>に基づく「法令違反等事実」若しくは「不正の行為等」に関する通知及び報告に加え、こうした通知又は報告の前段階として、監査人から、不適切な会計処理の端緒となり得る事実、不適切な会計処理につながるおそれのある事実や端緒等を含め、報告又は連絡等を受けることもある。

監査人から上記の通知、報告又は連絡等（以下「通知等」という）を受けた監査役等としていかなる対応が求められるのかは、すでに監査役監査基準（平成 23 年 3 月 10 日最終改定）第 24 条<sup>6</sup>、第 44 条第 4 項<sup>7</sup>及び監査役監査実施要領（平成 23 年 7 月 7 日最終改定）第 8 章の<sup>8</sup>でも述べられているとおりであるが、有事としての対応が求められることから改めて以下の事項について注意喚起を行う。

また、監査人から通知等を受けた時点で、不適切な会計処理に関与していた、あるいはその事実に気づきながらも何ら措置も講じていなかった監査役等も、自ら本状に準拠した行動を取ることが必要である。

### 記

#### 1 企業統治の一翼を担う非業務執行役員としての監査役等

監査役等は、業務執行を行わない役員（非業務執行役員）として企業統治の一翼を担うべく期待されている重要な機関である。その趣旨としては、経営を主導する役員が関与した不正行為など業務執行側が重大な利益相反に陥っている状況下で、企業の健全性に照らして誤った行動を会社が行わないよう、業務執行の意思決定に直接関与しない役員としていわばしがらみなく正していくことが期待されている。<sup>9</sup>

#### 2 迅速且つ自発的な対応

不適切な会計処理のおそれがある場合に会社として求められる適切な対応とは、可及的速やかに事実関係等を究明すること、不適切な会計処理が存在するのであれば取引所及び当局等とも相談の上、適時に開示を行うことなどである<sup>10</sup>。かかる対応が会社として迅速且つ自発的に行われない場合には、そのこと自体、自浄作用が

---

<sup>4</sup> 卷末資料(8)

<sup>5</sup> 卷末資料(4)

<sup>6</sup> 卷末資料(12)

<sup>7</sup> 卷末資料(13)

<sup>8</sup> 卷末資料(14)

<sup>9</sup> 不適切な会計処理のおそれがある状況では、業務執行側で重大な利益相反状況に陥っていることが十分に考えられ、監査人から不適切な会計処理に関する通知等を受けた監査役は、会社として求められる適切な対応が迅速に行われるよう、職責を果たす必要がある。

<sup>10</sup> 平成 22 年 8 月東京証券取引所自主規制法人上場管理部「上場管理業務について－虚偽記載審査の解説」も要参照。

発揮できない会社、ガバナンスが機能していない会社であることを意味し、会社の信用は失墜し、企業価値が日々毀損され、損害が拡大してゆくという事態に陥る。

### 3 外部専門家の意見聴取

監査役等として、事実究明や正しい意見及び評価を得るために、弁護士及び会計士等の外部専門家に相談する必要がある場合も少なくない。その場合、躊躇なく、弁護士等の外部専門家への相談若しくは調査依頼を行うべきである<sup>11</sup>（監査役監査基準第3条第5項<sup>12</sup>）。

### 4 聖域なき対応、社外監査役等との情報の共有、取締役会への報告等

監査役等は、監査人から不適切な会計処理に関する通知等を受けた場合、会社として求められる対応が早急に行われるよう、業務調査権限（会社法第381条第2項<sup>13</sup>及び第3項<sup>14</sup>並びに第405条第1項<sup>15</sup>及び第2項<sup>16</sup>）その他の有する権限を、いわば聖域なく行使する必要がある。

通知等を受領した監査役等は他の監査役等と情報を共有することを基本とする。特に客観的な立場で発言することが期待されている社外監査役又は社外監査委員との情報共有は、問題の解決に向けて彼らの存在を最大限に生かす点からも重要である。

なお、当該事案に関与している業務執行取締役等の影響で対応がなかなか進まないなど、会社側としての対応が不十分な場合もあり得る。監査役等としては、業務執行側の対応につき期限を設定して報告を求める等、業務執行側が適切な対応を行っているかについても関心を持ち、業務執行側の対応が中立性等の観点から適切でないと認められる場合には、取締役会に対して、業務執行に対する監督機能を適切に発揮するよう求める。監査役等は、取締役会への出席義務及び報告義務（会社法382条<sup>17</sup>及び第406条<sup>18</sup>）を踏まえて、監査人から受けた通知等の内容の取締役会への報告のあり方、取締役会との連携のあり方等について、監査役会等で事前に協議する。

監督機関である取締役会との協働にあたっては、監査役監査基準第24条<sup>19</sup>に定めるところに従い、外部弁護士等に依頼した調査委員会の立上げを含め、事実関係究

---

<sup>11</sup> かかる相談等に要する費用は、監査役の職務の執行に必要な費用であることは明白であり、会社法第388条により会社から全額償還を受けられる。

<sup>12</sup> 卷末資料(11)

<sup>13</sup> 卷末資料(1)

<sup>14</sup> 卷末資料(2)

<sup>15</sup> 卷末資料(5)

<sup>16</sup> 卷末資料(6)

<sup>17</sup> 卷末資料(3)

<sup>18</sup> 卷末資料(7)

<sup>19</sup> 卷末資料(12)

明及び損害の拡大防止に向けた抜本的措置を検討する。

## 5 監査人との連携

監査人からの不適切な会計処理に関する通知等を、法定監査期限の直前に受領しても、対応できる期間が限られる。また、金融商品取引法第193条の3<sup>20</sup>に基づく「法令違反等事実」に関する通知を監査人から受けたにもかかわらず、会社として適切な対応を行わない場合、監査人は、財務計算書類の適正性確保に重大な影響を及ぼすおそれを防止するために必要があると認められるときは、当局（金融庁長官）に対して「法令違反等事実」の通知をしなければならないが（金融商品取引法第193条の3<sup>21</sup>及び財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第7条<sup>22</sup>）、会社に認められる対応の期間は原則2週間（金融商品取引法施行令第36条<sup>23</sup>）と短期である。このため、監査役等は、四半期報告に係る監査人からの報告聴取等の機会を有効に活用し、不適切な会計処理の兆候等の有無について監査人に確認するなどコミュニケーションに努め、日常的に監査人との連携を図る必要がある。

## 6 監査役等としての責務の自覚

監査役等は、監査人から不適切な会計処理に関する通知等を受けたにもかかわらず、適切な対応を執らなかった場合、監査役等自身が善管注意義務違反に問われかねないことは十分に認識する必要がある。不適切な会計処理のおそれがある場合は、企業にとって極めて重大な危機時であり、監査役等としての責務を果たすべく上記1～5を念頭にしっかりと対応することが期待されている。

以上

---

<sup>20</sup> 卷末資料(8)

<sup>21</sup> 卷末資料(8)

<sup>22</sup> 卷末資料(10)

<sup>23</sup> 卷末資料(9)

## ＜巻末資料＞

### (1) 会社法第381条第2項

監査役は、いつでも、取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人に対して事業の報告を求め、又は監査役設置会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (2) 会社法第381条第3項

監査役は、その職務を行うため必要があるときは、監査役設置会社の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (3) 会社法第382条

監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役（取締役会設置会社にあっては、取締役会）に報告しなければならない。

### (4) 会社法第397条

- 1 会計監査人は、その職務を行うに際して取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査役に報告しなければならない。
- 2 監査役は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。
- 3 監査役会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査役会」とする。
- 4 委員会設置会社における第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」と、「監査役」とあるのは「監査委員会」と、第二項中「監査役」とあるのは「監査委員会が選定した監査委員会の委員」とする。

### (5) 会社法第405条第1項

監査委員会が選定する監査委員は、いつでも、執行役等及び支配人その他の使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は委員会設置会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (6) 会社法第405条第2項

監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の職務を執行するため必要があるときは、委員会設置会社の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

## (7) 会社法第406条

監査委員は、執行役又は取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役会に報告しなければならない。

## (8) 金融商品取引法第193条の3

- 1 公認会計士又は監査法人が、前条第一項の監査証明を行うに当たって、特定発行者における法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実（次項第一号において「法令違反等事実」という。）を発見したときは、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該特定発行者に書面で通知しなければならない。
- 2 前項の規定による通知を行った公認会計士又は監査法人は、当該通知を行った日から政令で定める期間が経過した日後なお次に掲げる事項のすべてがあると認める場合において、第一号に規定する重大な影響を防止するために必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該事項に関する意見を内閣総理大臣に申し出なければならない。この場合において、当該公認会計士又は監査法人は、あらかじめ、内閣総理大臣に申出をする旨を当該特定発行者に書面で通知しなければならない。
  - 一 法令違反等事実が、特定発行者の財務計算に関する書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあること。
  - 二 前項の規定による通知を受けた特定発行者が、同項に規定する適切な措置をとらないこと。
- 3 前項の規定による申出を行った公認会計士又は監査法人は、当該特定発行者に対して当該申出を行った旨及びその内容を書面で通知しなければならない。

## (9) 金融商品取引法施行令第36条

法第百九十三条の三第二項に規定する政令で定める期間は、同条第一項の通知を行った日（以下この条において「通知日」という。）から通知日後最初に到来する次のいずれかに掲げる日までの間とする。

- 1 法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書の提出期限の六週間前の日又は通知日から起算して二週間を経過した日のいずれか遅い日（当該日が当該提出期限以後の日である場合は、当該提出期限の前日）
- 2 法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書又は法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書の提出期限の前日

## (10) 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第7条

監査証明を行うに当たり特定発行者（法第百九十三条の二第一項に規定する特定発行者

をいう。次条において同じ。)における法令違反等事実(法第百九十三条の三第一項に規定する法令違反等事実をいう。)を発見した公認会計士又は監査法人は、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を記載した書面により、当該特定発行者の監査役又は監事その他これらに準ずる者(法第百九十三条の三第一項に規定する適切な措置をとることについて他に適切な者がある場合には、当該者)に対して通知しなければならない。

### **(11) 監査役監査基準第3条第5項**

監査役は、監査意見を形成するにあたり、よく事実を確かめ、必要があると認めたときは、弁護士等外部専門家の意見を徴し、判断の合理的根拠を求め、その適正化に努めなければならない。

### **(12) 監査役監査基準第24条**

1. 監査役は、企業不祥事(法令又は定款に違反する行為その他社会的非難を招く不正又は不適切な行為をいう。以下本条において同じ)が発生した場合、直ちに取締役等から報告を求め、必要に応じて調査委員会の設置を求め調査委員会から説明を受け、当該企業不祥事の事実関係の把握に努めるとともに、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的開示のあり方等に関する取締役及び調査委員会の対応の状況について監視し検証しなければならない。
2. 前項の取締役の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと認められる場合には、監査役は、監査役会における協議を経て、取締役に対して当該企業不祥事に対する原因究明及び再発防止策等の検討を外部の独立した弁護士等に依頼して行う第三者委員会(本条において「第三者委員会」という)の設置の勧告を行い、あるいは必要に応じて外部の独立した弁護士等に自ら依頼して第三者委員会を立ち上げるなど、適切な措置を講じる。
3. 監査役は、当該企業不祥事に対して明白な利害関係があると認められる者を除き、当該第三者委員会の委員に就任することが望ましく、第三者委員会の委員に就任しない場合にも、第三者委員会の設置の経緯及び対応の状況等について、早期の原因究明の要請や当局との関係等の観点から適切でないと認められる場合を除き、当該委員会から説明を受け、必要に応じて監査役会への出席を求める。監査役は、第三者委員会の委員に就任した場合、会社に対して負っている善管注意義務を前提に、他の弁護士等の委員と協働してその職務を適正に遂行するものとする。

### **(13) 監査役監査基準第44条第4項**

監査役は、会計監査人から取締役の職務の執行に関して不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実(財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実を含む)がある旨の報告等を受けた場合には、監査役会において審議のうえ、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない。

## (14) 監査役監査実施要領第8章の2 企業不祥事発生時の対応

### 第1 実施の意義及び留意事項

#### 1 企業不祥事への対応は監査役の中心的職責であること

監査役にとって、企業不祥事（法令又は定款に違反する行為その他社会的非難を招く不正又は不適切な行為をいう。以下同様）が発生した場合の対応は、非業務執行役員として選任されている会社役員としての中心的職責である。

不祥事の防止は、大きく分けて発生前の対応としての予防・監視と、発生後の対応としての不祥事の拡大防止とがある。

前者の発生前の対応については、内部統制システムの適切な構築と的確な運用が最も効果的である。監査役は業務執行側が行う内部統制システムの実効性について、監査することとなる。

後者の不祥事発生後の対応については、会社信用の維持の観点から、損害の拡大防止、早期収束、原因究明、再発防止を含む、まさに膿を一気に出し切る抜本的な対応が業務執行側に求められる。かかる取締役の業務執行も、監査役監査の対象であるところ、取締役の善管注意義務の裁量の幅が平時よりも限定されていることが多い。それだけに監査役としての監査も厳格に行う必要がある。

なお、会社に法令定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く）があった場合、各社外監査役について、当該事実の発生の予防のために行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を事業報告に記載することとされている（施行規則124四）。

#### 2 企業不祥事に対して適切に対応しない監査役には法的義務違反が認定されること

ある企業不祥事の兆候を監査により見つけた社内監査役が、知ったあとでの対応を誤ることで、当該不祥事を放置していたとして、当該社内監査役に善管注意義務違反が問われるケースもある。

監査役は、真摯な監査活動の結果として不祥事の兆候を知った場合には、業務執行者に対して一定の対応を求めるほかに、監査役会における協議等も経て弁護士等に相談したうえで、取締役会への報告や委員会の立ち上げなど、とるべき対応を注意深く検討する必要がある。

これらの対応を監査役が誤ると、会社法上の善管注意義務違反の責任のほか、当該不祥事が粉飾決算など法定不実開示責任に至る場合には金融商品取引法に従った損害賠償責任などの法的責任（金融商品取引法21の2など）が、監査役に課される事態にも発展しうる。

### 第2 手 順

#### 1 事実の把握及び拡大防止・適切な開示等の対応に関する監視・検証

監査役は、企業不祥事が発生した場合、

- ① 直ちに取締役等から報告を求める。
- ② 必要に応じて調査委員会の設置を求める調査委員会から説明を受け、当該企業不

祥事の事実関係の把握に努める。

- ③ 原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的開示のあり方等に関する取締役及び調査委員会の対応の状況について、取締役が善管注意義務に則り適切に対応しているか、監視し検証する（監査役監査基準24①）。

なお、上記は、企業不祥事が一部従業員の不正など業務執行側が行う対応策の監視検証で済む場合であり、それ以外の場合には下記2以降の対応を検討する。

## 2 重大な企業不祥事の芽を掴んだ状況での弁護士を関与させた委員会立ち上げなど

監査役は、取締役など会社幹部が関与しその法的責任が問われる重大な企業不祥事（以下「重大な企業不祥事」という）の場合、監査役会においても協議のうえ、必要により、

- ① 弁護士等を関与させたうえで、原因究明および再発防止等を行う委員会の設置を勧告する。
- ② 業務執行側に委員会立上げの動きが特段認められない場合には、監査役会にも諮ったうえで、外部の弁護士に依頼して委員会を立ち上げるなど、適切な措置を講じる（監査役監査基準24②）。

重大な企業不祥事の場合、業務執行側が社内調査委員会等を立ち上げて原因究明や再発防止策等の諸対応（上記1）を行っただけでは、利益相反の懸念から徹底的に臍を出し切ったと対外的に評価してもらえず、企業の早期信頼回復が図れない場合があり得る。

監査役の基本的職責は、企業の健全で持続的な成長を確保し社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することである（監査役監査基準2①）。監査役が会社法において非業務執行役員として選任されているのは、業務執行者だけで対処するのでは利益相反の懸念がある場合への対応が求められているからである。企業不祥事では業務執行者に対する責任追及を伴うことが多いことから、監査役が非業務執行役員として主要な役割を果たすことが会社法でそもそも想定されている。重大な企業不祥事があった場合に、監査役が、当該企業不祥事に利害関係のない者でかつ会社に対して法的に善管注意義務を負っている者として、さらには社内の事情に精通した者として、会社法上有している業務監査権限等を行使し、対外的信頼の回復に向けた原因究明や再発防止に向けた意見を述べることは、会社法が監査役に求める中心的職責である。

## 3 企業不祥事対応における弁護士等への相談

企業不祥事の芽を発見した監査役は、自らの善管注意義務を果たすうえで、さらにその背後にある自らの法的責任を理解しておくためにも、弁護士等への相談を積極的に行う（監査役監査基準3⑤）。

監査役がその職務を行うための弁護士相談費用は、監査役が職務に関して依頼した以上、基本的に会社負担となる（会社法388）。上記2の委員会を自ら立ち上げた場合

の弁護士費用も同様である。

#### 4 重大な企業不祥事が公表された場合の第三者委員会との協働

監査役は、当該企業不祥事に対して明白な利害関係があると認められる者を除き、当該第三者委員会の委員に就任することが望ましく、第三者委員会の委員に就任しない場合にも、第三者委員会の設置の経緯及び対応の状況等について、早期の原因究明の要請や当局との関係等の観点から適切でないと認められる場合を除き、当該委員会から説明を受け、必要に応じて監査役会への出席を求める。

監査役は、第三者委員会の委員に就任した場合、会社に対して負っている善管注意義務を前提に、他の弁護士等の委員と協働してその職務を適正に遂行する（監査役監査基準 24③）。

重大な企業不祥事が対外的に発覚・公表にまで至っている場合、日弁連の定めるガイドライン（平成 22 年 7 月 15 日付「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」）等に従い、いわゆる第三者委員会が立ち上げられることがある。

重大な不祥事が公表に至っている場合、企業が早期かつ効率的に自浄作用を発揮し対外的信頼を早期に回復することが、喫緊の要請である。監査役は、社内の状況をある程度理解している者として、当該不祥事に対して明白な利害関係がある場合を除き、第三者委員会を立ち上げ、あるいは委員として加わり、他の委員（弁護士等）と協働して、その職務を果たす。

「明白な利害関係がある監査役」とは、たとえば、①当該不祥事に直接荷担していた監査役や②当該不祥事に具体的に気づきながらも何らの措置もとっていないかった監査役などである。なお、社外監査役は、通常、「明白な利害関係がある監査役」に該当しないことが多い。

#### 5 第三者委員会に対する監査役監査など

緊急事態等の事情のため業務執行側が第三者委員会をすでに立ち上げている場合、監査役（当該不祥事に対して明白な利害関係がある監査役を除く）は、

- ① 関係者から第三者委員会の立ち上げの経緯、委員選定の理由等の説明を受け、利益相反の懸念を持たれることなく企業の自浄作用を早期に果たすという観点から何か指摘すべき点があれば意見を述べる。
- ② 第三者委員会の状況等の把握に努める。ただし、早期の原因究明の要請や当局との関係等の観点から、監査役の第三者委員会への情報アクセスが制約されることがあり得る。かかるアクセス制限は、不祥事の早期解決と会社のさらなる損害の拡大を防ぐなどの観点から合理的なものである限り、監査役としても受忍する。
- ③ 会社の自浄作用を働かせようという第三者委員会側の真摯な活動に対して、業務執行側から有形無形の不合理な妨害が入っていると認められる場合、監査役としてその排除に向けた必要な措置をとる。

- ④ 第三者委員会の調査結果を踏まえ、会社法などに従ってとるべき必要な措置等がないかを検討する。